

総務常任委員会に付託されました事件について、審査した結果を御報告いたします。

議案第 1 号 平成24年度岩国市一般会計補正予算（第5号）

議案第12号 平成25年度岩国市一般会計予算

議案第75号 平成24年度岩国市一般会計補正予算（第6号）

以上3議案のうち、当委員会所管分は、慎重審査の結果、原案妥当と認め可決すべきものと決しました。

議案第13号 平成25年度岩国市土地取得事業特別会計予算

議案第48号 財産の減額貸付けについて

議案第49号 指定管理者の指定について

議案第50号 指定管理者の指定について

議案第51号 指定管理者の指定について

議案第62号 指定管理者の指定について

議案第68号 山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更に関する協議について

議案第72号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

議案第73号 岩国市過疎地域自立促進計画の変更について

議案第74号 岩国市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

以上10議案は、慎重審査の結果、原案妥当と認め可決すべきものと決しました。

それでは、審査の状況について、御報告申し上げます。

議案第1号 平成24年度岩国市一般会計補正予算（第5号）のうち、当委員会所管分の審査におきまして、総務費の岩国市土地開発公社補助金に関し、

委員中から、「藤河土地区画整理区域内の1区画及び玖珂の大田団地の3区画の保有地を売却した際の簿価との差額を支払うための補助金と聞いているが、簿価より安く販売したのか。」との質疑があり、

当局から、「不動産の鑑定評価による時点修正をした結果、簿価との差額が生じている。簿価での販売は困難ということで、理事会の承認を得て、時価相当額として売却をおこなった。藤河については、平成14年度に20区画引き受け、これまでに10区画販売し残り10区画、大田団地については、合併により玖珂町土地開発公社が解散し、岩国市土地開発公社が26区画引き受け、現在、残り20区画となっている。時価相当額は簿価の約半額という状況である。」との答弁がありました。

これを受けて委員中から「平成29年度に岩国市土地開発公社は解散の予定と聞いているが、今後の運営についてはどんな計画になっているか。」との質疑があり、

当局から、「平成19年度に経営健全化計画を策定し、公社の保有額を29年度末までにすべて解消することとしている。平成25年度から後期の計画期間となるが、現時点で、約28億5000万円の保有額となっている。国庫補助事業に充てることを検討し、年次計画をもって、売却処分していきたいと考えている。」との答弁がありました。

本議案のうち、当委員会所管分につきましては、慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第12号 平成25年度岩国市一般会計予算のうち、当委員会所管分の審査におきまして、岩国錦帯橋空港利用促進費に関し、

委員中から、「費用対効果から考えると、多額な費用となっている広告料、物件委託料など、今後何年

間かは継続して実施されると思うが、平成25年度事業としてはどのようなものを考えているか。」との質疑があり、

当局から、「まだ開港後3カ月であり、今後も搭乗率を上げて年間搭乗者数を目標に近づけるよう予算を計上した。広告料については、新聞広告や、広島西部地域を対象とした、電車、バス等への広告ポスター掲示や車体への広告を計画している。それ以外にも、航空機の機体に自治体名を表示することで、羽田空港を中心に、全国の主要な空港に飛ぶ機体を使って岩国市をアピールしていきたい。物件委託料では、昨年実施したマツダスタジアムでのPR活動、首都圏、地元のイベント等でのPR活動、地域資源の調査や利用目的のアンケート調査などを計画している。」との答弁がありました。

これを受けて委員中から「搭乗率を上げるには、もっと庁内横断的に知恵を絞って考えるべきであると思うが、何か手段は持っていないのか。」との質疑があり、

当局から、「いろんな人脈を利用して、東京を起点に全国的に知名度を上げていき、フィルムコミッション的な発想とか、雑誌などのメディアに取り上げてもらい全国発信するなど、全国に強く印象づけるようなPRをしていくという姿勢で取り組んでまいりたい。」との答弁がありました。

次に、歳入のうち地方交付税に関し、

委員中から、「報道によると国の地方交付税の総額は、対前年度比でマイナス2.25%の17兆624億円とされており、本市の地方交付税も、対前年度比でマイナス2.88%、額にして4億7100万円の減額となっているが、この違いは何か。」との質疑があり、

当局から、「交付税の算定にあたり、国の示した地方財政計画に合わせマイナス2.2%を基本に試算している。そのうち、これまでに発行した市債に対する平成25年度の償還額など、普通交付税の需要額を個別に算定した結果、最終的にマイナス2.88%となったものである。」との答弁がありました。

本議案のうち、当委員会所管分につきましては、討論において、一部委員から、「人権費において同和对策関連予算が計上されているので反対」との意見がありましたので、挙手により採決いたしました結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、議案第74号 岩国市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例についての審査におきまして、

委員中から、「この条例を提案するのに、国から、通知とか指導があったのか。また、実際にどれぐらいの官民格差があると理解しているか。」との質疑があり、

当局から、「総務副大臣から「国家公務員の退職手当の支給水準の引き下げについて」という通知があった。官民格差は、人事院が企業規模50人以上の民間企業を対象に、退職手当の額の実態調査を行った結果、国家公務員と民間企業との間に400万円の差が発生しているということで、格差是正のため、市においても国に準じて退職手当の支給水準を下げっていくため、条例を改正したいと考えている。」との答弁がありました。

これを受け委員中から、「国家公務員の生涯勤務実態が、本市の実態と大きく異なっているにもかかわらず、単純比較により削減するのはいかがか。本市は退職金の平均額、平成23年度のラスパイレス指数とも低い。また、全国で約15%強の自治体も状況をみて決定すると聞いているがどうか。」との質疑があり、

当局から、「地方公共団体として行財政改革を進めなければならないという姿勢のもとに、本市も懸命な努力をしてきているが、地方公務員法において、「職員の給与は、国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない」という規定もある。山

口県及び県下18市町全てが退職手当の額を引き下げる措置を議会に上程している状況であり、非常に
つらい思いではあるが、やむを得ない措置であろうと考えている。」との答弁がありました。

本議案のうち、当委員会所管分につきましては、一部委員から、「引き続き調査研究したい」との意見
があり、討論においても、一部委員から、「国の通知に追随するのではなく、地方分権の観点からも、地
方公務員である岩国市の職員が安心して勤務できる制度とすべきであり反対」との意見がありましたの
で、挙手により採決いたしました結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

なお、そのほかの案件につきましては、特に申し上げるべきことはございません。
以上で、総務常任委員会の審査報告を終わります。